

愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

1 趣旨

○愛知県障害者差別解消推進条例（2015年12月公布・一部施行、2016年4月全面施行）について、附則に規定した施行3年経過後の見直しを行う。

○また、国において、障害者差別解消法（2013年6月公布、2016年4月施行）の施行3年後の見直しにより、2021年6月に一部改正法が公布された（施行は公布から3年以内）ことから、法改正に伴う見直しを合わせて行う。

2 検討状況

○検討の過程

2021年 7月	愛知県障害者施策審議会にワーキンググループ（WG）を設置
9月	第1回WG
11月	第2回WG
12月	愛知県障害者施策審議会
2022年 2月	第3回WG
3月	愛知県障害者施策審議会
7月	愛知県障害者施策審議会
12月	愛知県障害者施策審議会
2023年 2月	第1回WG
2023年 3月	愛知県障害者施策審議会

【基本方針の主な改定内容】

基本方針 各章	主な改正内容
第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向	「2 基本的な考え方」に「共生社会の実現」「社会モデルの考え方の浸透」などを追記。
第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別の解消するための措置に関する共通的な事項	「1 法の対象範囲」に「高次脳機能障害」「難病等に起因する障害」を含むことを追記。 「2 不当な差別的取扱い」「3 合理的配慮」に「事例」を新設。
第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項	「2 対応要領」の記載事項に「具体例を記載する際の留意点」を追記。
第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項	「2 対応指針」の記載事項に「具体例を記載する際の留意点」「事業者における制度等の整備」等を追記。
第5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項	「相談対応の基本的な考え方」「人材の確保・育成」などを新設。
第6 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要な事項	「国家資格試験の実施等に当たり、障害特性に応じた合理的配慮を提供する」ことなどを追記。

3 見直しのポイント

① 定義の明確化【第2条】

○WGの定義を求める意見をふまえ、以下の項目を新設・追記

項目	定義（国の「基本方針」の定義を参考に規定）
不当な差別的取扱い 【新設】	障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財、サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所、時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては伏さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。
合理的配慮 【新設】	障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
障害者 【追記】	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
事業者 【追記】	商業その他の事業を行う者であり、目的の営利、非営利、個人、法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者をいう。

② 「助言、あっせん又は指導の求め等」の対象範囲の拡大【第13条】

○現行は、不当な差別的取扱いの禁止違反が対象。WGにおいて合理的配慮の提供違反も対象とすべきとの意見あり。

⇒法改正により民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、対象を拡大。

③ その他（法改正への対応）

法改正の内容	対応する条文
国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加	【条例第4条（県の責務）】 (現行) 市町村との連携を規定 ⇒国との連携の規定を追記
事業者による合理的配慮の提供義務化	【条例第9条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）】 (現行) 努力義務 ⇒義務化
支援措置の強化	【条例第10条（相談及び紛争の防止等のための体制の整備等）】 (現行) 相談窓口の設置等必要な体制の整備を規定 ⇒人材の育成及び確保の措置を追記
情報の収集・整理・提供（努力義務）	【現行規定なし】 ⇒義務規定により新設